

保護者の皆さまへ

新潟市立新津第一幼稚園長
新潟市教育委員会

新型コロナウイルス感染症にかかる登校園の取扱いについて（お願い）

日ごろより本市の教育活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症について、市内の感染急拡大の状況と同様、児童生徒等の感染も急増し、学級閉鎖等の措置を余儀なくされるケースの増加が続いています。

現在、感染者の急増に伴い、医療機関や保健所等の業務がひっ迫している状況であることから、PCR検査の対象が限定されています。

つきましては、近時の感染状況や保健所等の対応を踏まえ、児童生徒等の同居家族の感染が確認された場合における登校園に係る取扱いについて、下記のとおり変更しますのでお知らせいたします。併せて、別紙のとおり場合ごとに整理をしましたのでご確認ください。

今後もさらなる警戒が必要なことから、学校園では感染症対策の一層の強化・徹底を図ってまいりますので、ご家庭におかれましても基本的な感染症対策を徹底していただきますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

○ 変更前

同居家族がPCR等検査（保健所の指示による検査又は医療機関での検査に限る。）を受けている場合は、当該検査結果が出るまで登校を控えてください。

○ 変更後

同居家族がPCR等検査（保健所の指示による検査又は医療機関での検査に限る。）を受けることとなった場合は、当該検査結果が出るまで登校を控えてください。

また、濃厚接触者に特定された同居家族がPCR等検査の対象とはならず発熱等の風邪症状もない場合においては、当該家族が濃厚接触者に特定された日の翌日から3日間は登校を控えてください。

新型コロナウイルス感染症にかかる登校園の取扱い

1 お子さんが次の状況になった場合

| 想定される状況 | 登校園 |
|--------------------------------|---------------------------------------|
| ① 感染した場合 | 治癒するまで登校しない |
| ② 発熱等の風邪の症状がみられる場合 | 症状消失まで登校しない 症状消失後2日間は登校を控える |
| ③ 濃厚接触者に特定された場合 | 待機期間は登校しない |
| ④ 濃厚接触者ではないが、保健所の指示による検査を受ける場合 | 受けることとなった時から検査結果(陰性)が出るまで登校を控える |
| ⑤ 自分(保護者等)の判断で検査を受ける場合 | 登校して差し支えない |

2 お子さんの同居家族が次の状況になった場合

| 想定される状況 | 登校園 | |
|---------------------------------------|---|------------------------------------|
| ① 感染した場合(お子さんは濃厚接触者に) | 待機期間は登校しない | |
| ② 発熱等の風邪の症状がみられる場合 | 症状消失まで登校しない ※ただし、「感染の疑いやおそれがない」との診断を受けた場合を除く | |
| ③ 濃厚接触者に特定された場合 (新潟県の取扱いに準じる) | ア 検査を受ける場合 =④ | 受けることとなった時から検査結果(陰性)が出るまで登校を控える |
| | イ 検査で陰性が確認された場合 | 登校して差し支えない |
| | ウ 検査で陽性が確認された場合 =① | 待機期間は登校しない |
| | エ 発熱等の風邪症状がなく、検査を受けられない場合 | 濃厚接触者に特定された日の翌日から3日間は登校を控える |
| ④ ③以外の理由で、保健所の指示による検査又は医療機関での検査を受ける場合 | 受けることとなった時から検査結果が出るまで登校を控える | |
| ⑤ 自分や勤務先の判断で検査を受ける場合 | 登校して差し支えない | |
| ⑥ 勤務先などでの定期的な検査を受ける場合 | 登校 | |

※「検査」とは、PCR検査又は抗原検査をいいます。

※休ませる場合、お子さんや同居家族が検査を受ける場合は、学校園にご連絡ください。